

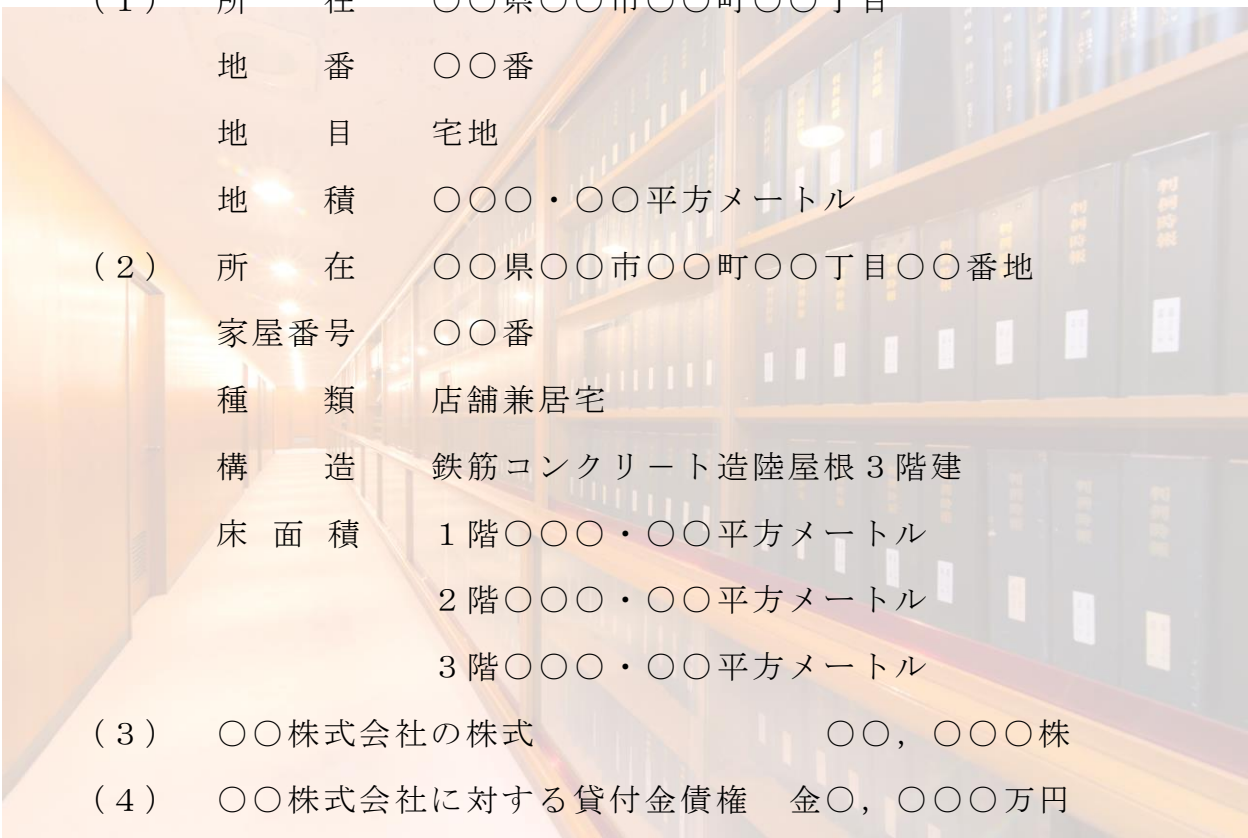
(書式 2 - 2 - 6)

事業用財産を相続する場合の遺産分割協議書の条項

遺産分割協議書

第〇条 長男〇〇〇〇は、下記記載の遺産を取得する。

記

- 
- (1) 所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目
地番 〇〇番
地目 宅地
地積 〇〇〇・〇〇平方メートル
- (2) 所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
家屋番号 〇〇番
種類 店舗兼居宅
構造 鉄筋コンクリート造陸屋根 3階建
床面積 1階 〇〇〇・〇〇平方メートル
2階 〇〇〇・〇〇平方メートル
3階 〇〇〇・〇〇平方メートル
- (3) 〇〇株式会社の株式 〇〇, 〇〇〇株
- (4) 〇〇株式会社に対する貸付金債権 金〇, 〇〇〇万円
- (5) 前記建物内にある事業用設備・備品・在庫商品の全て
- (6) その他一切の事業用財産

第〇条 長男〇〇〇〇は、〇〇銀行(〇〇支店)からの借入金債務及びその他の未払債務の全てを責任持って支払い、他の相続人にその負担をさせない。

解説

長男が同族会社の後継者となり、事業用不動産及び動産、会社の株式、会社に対する貸付金債権及び債務全部を引き継ぐ例である。

長男が一切の債務を負担することに取り決めても、内部の拘束にとどまり、債権者には対抗できないことに留意する必要がある。



* 遺産分割の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/partition-estate/> をご覧下さい。弁護士法人朝日中央綜合法律事務所